

## 令和6年度第2回 新潟市男女共同参画審議会会議録

|                |   |
|----------------|---|
| 日 時            | 令和6年11月25日(月) 9:30~11:00  |
| 会 場            | 新潟市役所本館6階 第2委員会室  |
| 出席者<br>(委員13名) | 相田委員、有森委員、井浦委員、大島委員、齊藤委員、杉原委員、橋委員、辻川委員、福田委員、松本委員、三須委員、吉田委員、渡邊委員   |
| 傍聴者            | なし  |
| 次 第            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4次新潟市男女共同参画行動計画実施事業評価(令和5年度実施事業)について</li> <li>(2) 第5次新潟市男女共同参画行動計画の策定について</li> </ol> </li> <li>3 その他</li> <li>4 閉会</li> </ol>   |
| 事務局            | <p>ただいまから、令和6年度第2回新潟市男女共同参画審議会を開始します。</p> <p>本日の審議会の出席状況をご報告いたします。今現在で11名となっております。15名の委員の半数以上の出席をもって開催することとなっておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、男女共同参画課長の石崎よりごあいさつ申し上げます。</p>   |
| 男女共同参画課長       | <p>本日はお忙しい中、第2回新潟市男女共同参画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>第1回の審議会を7月に開催してから4か月が経ちました。前回の審議会のあとに、委員の皆様から令和5年度の実施事業に対して貴重なご意見をいただきました。そのあと、いただいたご意見を基に評価部会の3名の委員の皆様から作成いただいたものが資料2の事業評価(案)、資料3の総評(案)でございます。案の作成にご尽力いただきました評価部会の皆様、感謝申し上げます。</p> <p>本日は評価部会の皆様から作成していただいた第3次評価案、総評案についてご審議いただき、評価を決定する予定としております。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、多くのご意見をお聞かせいただければと思います。</p> <p>また、現在の第4次新潟市男女共同参画行動計画の計画期間が令和8年3月31日までとなっておりますので、次期行動計画の策定について、後ほど諮問させていただきます。</p> <p>本日はよろしく願いいたします。</p> |
| 事務局            | <p>次に、本日の資料の確認をお願いいたします。本日、机上に配付させていただきました会議次第、次に委員名簿、座席表、資料1から資料5となっております。また、7月23日に開催しました第1回審議会の資料をお持ちいただくようお願いしておりましたが、お持ちでない方がおられましたら、お知らせいただければ事務局でご用意します。</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>本日は評価部会で作成いただいた事業評価案について皆様に審議いただきますが、各目標に対する評価ということで、ある程度、委員の皆様のご意見をまとめた形で作成いただきました。皆様からいただいた個々のご意見については、今回の評価案には文章として反映されていなかったとしても、年次報告書の作成後になりますが、各担当課と情報共有し、フィードバックさせていただきますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>ここからの進行は会長をお願いいたします。</p>   |
| 杉原会長 | <p>皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議次第の議事（１）第４次新潟市男女共同参画行動計画実施事業計画（令和５年度実施事業）についてですが、最初に評価部会の方から、評価部会での検討内容について報告していただきます。その後、目標１から順に審議していきたいと思います。</p>   |
| 吉田委員 | <p>おはようございます。委員のファザーリング・ジャパンにいがたの吉田健太です。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに評価部会についてですが、９月１１日水曜日に第１回、１０月２３日水曜日に第２回を開催し、齊藤委員、辻川委員、私の３名で検討いたしました。資料１と２をお手元にご用意ください。</p> <p>検討の流れですけれども、まず第１回の審議会後に、委員の皆様から提出いただきました資料１の令和５年度事業に対する評価を評価部会の３人で検討を行いました。それをまとめたものが資料２の中の第３次評価案という形となります。</p> <p>評価部会では、各目標１から６に対する評価であることを意識する一方で、委員の皆様から多くいただいたご意見を中心に、各委員の意見もできるだけ取り込めるように評価案を作成いたしました。これから１から６まで順番に、目標ごとに評価部会の案を一部ご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>資料２の３ページをおめくりいただきまして、そちらの下のほうに第３次評価（案）があるという形になります。こちらを一部抜粋して、ポイントになるところだけ読み上げたいと思います。</p> <p>３ページの一番下の一つ目の○のところですが、アルザにいがたや公民館などで、さまざまなテーマで学習する機会を提供していること、という形を評価いたしました。</p> <p>４ページの二つ目の○のところですが、関心が薄いと思われる若者世代や男性にも情報が届くよう、講座に加え、さまざまな媒体や手段を活用し、意識啓発に取り組む必要性があるということに記載いたしました。</p> <p>ポイントになるところだけ、２か所、説明させていただきました。</p> |
| 杉原会長 | <p>ありがとうございました。今回で審議会としての評価を決定したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。それでは、目標１の審議に移ります。意見がある方、お願いいたします。</p>   |
| 有森委員 | <p>４ページの○の４番目のことですが、パンフレット等の配布は充実してきているということは認識しております。成果として素晴らしいと思うので</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>すけれども、それを活用する際に、学校教育の場で保護者参加型の取組みを進めていく必要があるというのは、前回のときに、本当にそうだなと思っていたのですけれども、これは果たして、学校教育の場で実現可能なのかどうかといったあたりを、意見交換の場でもあるかと思うので、教育の場におられる方のご意見をぜひ聞いてみたいというところがあります。</p>  |
| 井浦委員 | <p>白根小学校の井浦と申します。</p> <p>現状でいいますと、本当にパンフレットの活用というので、配布をして、時間を取って、学校の中で学習するということは定着してきています。また、それを家庭に持ち帰ってそこからフィードバックという形のシステムの流れはできているのですが、ではそれが各家庭によって徹底されているかといわれると、まだそこまでは至っていないのですが、必ず保護者とともにそれを確認するというシステムは、今、教育の中で活用は進んできていると思います。</p>  |
| 有森委員 | <p>ありがとうございます。この男女参画というのは、ある程度、家庭の中でそれがどのように実際にされているのかといったことによって、今、家族がいろいろな形をとっていると思うので、そこを学校教育の場で、修正という言い方が妥当か分からないのですけれども、そういったことをしていかなければいけないような状況になっているのかなと思うのですけれども、私は、学校の先生方にだけ負担をかけることは現実的ではないと思うので、その辺のあたりの難しさみたいなどころはどの辺りにあるのでしょうか。</p>   |
| 井浦委員 | <p>今、家庭状況が非常に多様化してきておりますので、その中で、この男女参画という視点だけでなく、児童虐待もありDVもあり、そういったことが日常的に学校の、特に小学校では出てきている中で、一概にこうあるべきだということを、価値観として、教育として子どもには提供できたとしても、保護者や家庭状況の改善につながるような働きかけというのは、なかなか学校現場だけでは難しいなということを日々痛感している状況です。</p> <p>ですから、今、一番はやはり家族形態の多様化、それに伴って意識の多様化というように、ある意味では子どもたちをとおしてお互いを尊重し合うという、本当に人権にかかわる部分だと思うのですが、対等である、平等である、お互いを尊重するといった根本的な人権意識の醸成を図るのが最初にあって、その一つとして男女参画、役割分担の均等化ということは、教育として継続して、子どもたちに学びを深めていかなければいけないということが現実だと思っております。とても厳しい家庭状況であることは確かです。</p> |
| 有森委員 | <p>人権とか、やはりこれは学校教育だけの問題ではなくて、これだけ多様な委員の方もおられるので、あとは行政として何かサポートができることなのかどうなのかといったことも、せっかく皆さんお集まりなので聞いてみたいということもあります。</p>  |
| 杉原会長 | <p>ありがとうございました。今は、家族自体も力がだいぶ落ちてきていて、家族自体への支援も必要になっているという、いろいろ厳しい状況の中で、学校の先生方、本当にいろいろご負担をおかけして大変だと思いますけれども、ぜひ今後も取り組んでいただけたらと、そのように思いますし、また、いろいろ役所の方たちともぜひ連携しながらやっていただけたらと、そう思いま</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>す。</p> <p>ほかの委員の方、何かご意見ございますでしょうか。特に文言の修正などなければ、目標1はこれでということで決定したいと思います。</p> <p>目標2について、よろしく願いいたします。</p>   |
| 吉田委員 | <p>目標2について説明させていただきます。</p> <p>目標2は、資料2の5ページからとなります。政策、方針決定の場への女性の参画促進という形となります。</p> <p>3次評価につきましては、7ページの下のほうになります。こちらまた一部ですが、ポイントになるところ、抜粋したところを読み上げさせていただきます。</p> <p>一つ目の○のところでは、審議会の女性委員割合や市職員の女性管理職割合が増加しているということは評価できるが、成果指標に掲げた目標値が未達成であることは課題であるということに記載いたしました。</p> <p>二つ目の○のところでは、市職員の女性管理職割合が低い原因を調査・分析し、取組みに反映させる重要性、また三つ目の○のところでは、長期的なスパンで計画的に登用していくということの必要性について記載いたしました。</p> <p>また、四つ目の○、五つ目の○のところでは、女性が管理職として働きやすい環境、仕事と家庭を両立できる職場環境、体制を整えるということの必要性を記載いたしました。</p> <p>主な抜粋箇所としては以上となります。よろしく願いいたします。</p> |
| 杉原会長 | <p>ありがとうございました。目標2について意見がある方、お願いいたします。特にないでしょうか。よろしければ、目標2はこれでということで決定したいと思います。では目標3、お願いいたします。</p>  |
| 吉田委員 | <p>目標3につきましては、働く場における男女共同参画の推進ということで、8ページからの箇所となります。</p> <p>3次評価としましては、10ページをご覧ください。二つほど抜粋した箇所を読み上げさせていただきます。</p> <p>10ページの○の二つ目の箇所となります。働きやすい職場づくりに取り組んだ企業に対する表彰制度と入札でのインセンティブを結び付けたということを評価いたしました。一方で、環境整備に取り組むことが難しい中小企業に向けた支援策の必要について、こちらに記載いたしました。</p> <p>続きまして四つ目の○のところになります。働く場における男女共同参画の推進は、市だけでは実現困難であり、国や県、各業界団体との連携をして取り組む必要があるということに記載いたしました。</p>  |
| 杉原会長 | <p>ありがとうございました。目標3についてご意見ある方、お願いいたします。もしご意見ないようであればこれでいきたいと思いますが、よろしいですか。では目標4をお願いいたします。</p>  |
| 吉田委員 | <p>目標4、11ページ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の場所になります。3次評価につきましては14ページをご覧ください。</p> <p>一つ目の○のところになります。男性の育児休業取得率が上昇したことを評価する一方、女性と比べて取得率が低く、取得期間の向上ということが課題で</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>あり、企業への啓発などを強化する必要があることを記載いたしました。</p> <p>また、最後の〇のところ、今後、働く世代等で介護にかかわる人が増えるため、仕事と介護の両立支援に向けた制度の周知および意識啓発が必要であるということに記載いたしました。</p>  |
| 杉原会長 | <p>審議に移ります。ご意見のある方、よろしく願いいたします。</p>  |
| 吉田委員 | <p>少し補足というところで、男性の育児休業のところですけども、一番上のところ、先ほども読み上げたのですが、育児休業は、全国的にも、新潟市、県を含めて取得率が上がっていると、数値的にも上がってきてまして、今、新聞とかでは新潟市圏は 30 パーセント台まで上がってきていると。市役所の職員さんは確か 50 パーセント後半でしたか、来ているということで見えています。</p> <p>私もプレパパママ講座みたいなものを行っているんですけども、あとは、パパ向けの講座みたいなものをアルザにいがたのところでもやらせてもらっているのですが、参加者の方に育休取得者の例を聞いていると、3、4年前は本当に、10 人いたら一人、いないときもあるというような形だったのが、今は半数くらいに感じているということと、今まで2週間くらいとか1週間くらいだったのが、1か月以上とか半年とかという人も、感覚的にも増えているなと感じています。</p> <p>一方で、来る人は、大体取得しているような人がけっこう来たり、取得している期間なのでパパママ講座に来ましたという人も増えているので、やはりすごく温度差はまだまだあるのかなと感じています。</p> <p>ですから、大きい組織とかは取りやすくなっている形で、どんどん増えていると思うんですけども、いまだに、人数が少ない所はゼロパーセントというところも私もよく聞きますので、そういったところの差を埋めていくというところの必要性をまだまだ感じています。</p> <p>補足で説明させていただきました。</p> |
| 杉原会長 | <p>ありがとうございました。新潟市の調査では、家事育児時間というのは視点、項目はないのですか？</p>   |
| 事務局  | <p>5年に一度行っております男女共同参画に関する基礎調査で、家事育児に関する時間を捉えております。第4次の冊子の62ページから63ページに、第4次計画の指標一覧を載せております。目標4につきまして、成果指標の23、共働き夫婦の家事等平均時間の格差ということで、令和元年の調査の結果となりますが、女性が293分に対して男性が75分、これは平日の家事等の平均時間ですけども、この293分と75分の差、218分というところを令和7年度目標として、差を180分以内に収めるということが現在の指標となっております。</p> <p>今回、9月に実施いたしました基礎調査では、まだ集計中ですが、同様の調査を行っており、この辺の結果が見えてくるものと思われま。</p>  |
| 杉原会長 | <p>新潟市のデータを追っていないんですけども、全国を見た場合ですと、男性の育児時間は確かに増えてきていて、父親が子育てにかかわるようになってきているということで、いい傾向だなと思うのですが、女性の家事育児時間が全然減っていない。家事は減っているのですが、育児が増えているのです。で</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>すから、女性の場合はトータルで減らない。ですから、育児に、私はもっと家事の手を抜きなさいと、海外の人からも日本の女性は家事に手を抜くべきだと言われたものなのですが、育児に手を抜けとは言えないところがやはりあります。子育てとか育児に関しては、やはり非常に手間暇をかけるような、コストも時間もかけるという世の中になってきていて、それで少子化も進むだろうなと勝手に思ったりしているのですけれども。ですから、女性の負担がやはり年々、変わらないという点を、これからこのワーク・ライフ・バランスを考えるうえでは方策をどうしたらいいのかなと私も分からないのですけれども、そういう観点も入れていただけたらと思います。</p> <p>父親のほうについては、どんどん取り組んでいって、それはとてもいいことだと思っております。</p> <p>ほかに皆さん、ご意見ありますか。</p>  |
| 有森委員 | <p>今の会長のご意見にとっても賛成で、休暇は取ってはいてもその質が問題で、休暇を取って何もしないでそこに居られることはかえって母になる人の負担になって、逆にストレスになるということは、新生児訪問とかでやっている妊産婦さんたちから聞くことがあるので、育児とともに、家事ができなければカップルで育てているということにはならないことかなと思うので、休暇の取得だけではなくて、育児の質と、あとはやはり育児技術をちゃんとできる能力とといったことも、併せて検討が必要だと思います。</p> <p>参考のために、少子化といった問題とダイレクトにつながるのは危険だとは思いますが、これからどういう方と今後子育てをしていきたいか、結婚したいかと女性に聞いたアンケートの中では、やはり育児ができるパートナーを選ぶということを女性は考えているので、そういうことができない男性と結婚しても悲惨な状況があると女性は理解しているということかと思っておりますので、休業だけではなくて、その中身と、今、私少し不勉強なのですが、育休の取り方が、ずっと何か月間か取るということから、もう少し柔軟に、時短であるとかにすることで、男性も女性もキャリアをストップすることがないといったところもご検討いただけるとありがたいと思います。</p> |
| 吉田委員 | <p>今のところで2点あるのですが、やはり、よく「取るだけ育休」といわれますが、今のところ、確におっしゃるとおりのところもあると言われております。やはり、私も、企業の人事の人とかに聞いたときに、言い方はあれなのですが、企業も取らせなければいけないみたいな感じのところも、場所によっては出てきていて、例えば戻ってきたときに、若い男性がこんなことを言ったと。「すごくいい休みになった」と。「家に居ても邪魔扱いされるので、外で遊べてすごく自由だった」というようなことを言って戻ってきた人がいて、「育休を取ったほうがいいよ」と周りの人に言っていた人がいたらしいのですけれども、それをその周りの女性の方が聞いて、女性が多い職場だったので、「この人、何を言っているのだ」と、すごく職場の雰囲気が悪くなったと。やはり、しっかり取ってもらうというからには、人として成長するチャンスですし、取る前にしっかりしたマインドセット、教育というか、そういったところは本当により重要になるのかなと思いますので、そういったところで、何のために取るの</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>かというところ、東京では育休、育業というような言い方をしておりますし、そういったマインドセットという意味では、なかなか各職場での啓発は難しいと思うのですけれども、我々も今、新潟市ですとか、県の事業では、産科さんと去年は2か所ですけれども組みまして、そこでチラシを配布していただいて、安産教室を私のほうでやらせていただいたりですとか、そういったところの、なかなか認知できないところにも、少しでも認知できるような形の教育の機会をというふうには、確かこの中の資料1の意見でも産科さんの取組みの中にあげていただいたことがあったのですけれども、そういったところとも組みながらも、そういった必要性をすごく感じています。</p> <p>もう1点、期間に関してですけれども、平均取得日数とかはまだ資料に出ていないと思うのです。大きい企業、平均取得日数とかも出しているところは出していて、多分、率は上がっているのですけれども、中を見てみると、日数はすごく少ないと思うのです。新潟市の公表とか、県も30パーセントとあげていますがけれども、1日とかでも率であげているので、やはり日数をあげていくことも大事だと思うので。</p> <p>育休取得日数ですね。まずはそこも重要だと思いますし、ただ、やはり率をあげていって、育休を取るよという風土をあげていくという意味では、今はどんどん、質よりもまず取るということが一つ大事なのかなと思っています。そのあとに、しっかりと質もあげていくということが大事かなと思いますので、まずは率があがっているということの一つよしとする一方で、そういった教育の部分の質をあげていくということは、同時にしていきながら、よりそちらのほうにむしろ大事になってくると私も今感じているところです。</p> <p>話が長くなりましたが、ありがとうございます。</p> |
| 松本委員 | <p>先ほどの話に関連した話題にはなるのですけれども、この目標で、私が第2次評価、個人的な評価のところにも記載しているのですけれども、育児休暇を取得した男性のみにインセンティブを与えられるという支援について、質が伴っていないのではないかという、先ほどのご意見などもありましたけれども、やはり取得した男性にただインセンティブとして付与するという形が果たして質の評価が伴っているのかというと、やはりそうではないというところがあると思いますので、やはり、育児教室に参加した男性に与えるですとか、もしくは、個人ではなくて会社自体に、育休を取得した方がいれば付与するなど、インセンティブの付与の仕方というのをもう少し考えなければ、ただお金が欲しくて、形だけ育休を取得するというような状態がただ増えるというのはあまりよろしくないのかなとは思いました。もちろん、形から入るということも重要なことではあると思うのですけれども、そういったところの評価を入れていただいたほうがいいのかと思いました。</p>   |
| 杉原会長 | <p>一つ目の○で、男性の育児休業取得率が上昇したことを評価する。一方で女性と比べて育児休業取得率が低いことや取得期間の向上が課題であるということで、日数の話が出ていたのですが、質とかインセンティブの付加という話題が入っていないのですけれども、この辺に何か入れたほうがいいのかですか。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 松本委員 | はい、そうですね。私のほうでも、インセンティブというところの評価に触れているのですけれども、今回のこの第3次評価には記載されていないという点で、その取得の仕方について検討したほうが良いというふうな文言を入れていただくといいのかなと思いました。  |
| 杉原会長 | どういう文言が良いとか、案はございますか。  |
| 松本委員 | 私が書いている内容ですと、例えば提案としては、夫婦共に取得した場合にとは書いているのですけれども、先ほど、皆さんの意見を聞いたところによると、ほかにも案がありそうなので、例えば、育休を取得してかつ育児教室に参加した男性であるとか、育休を取得した男性個人に付与するのではなく企業に対して付与するなど、そういう細かい、具体は書かなくていいのかもしれないのですけれども、インセンティブの付与の仕方というところを、もっと有効的に財源を活用できる方法で考えていく必要があるというような記載の仕方がいいのかなと思います。   |
| 杉原会長 | ご意見を踏まえて、ご意見ありますか。   |
| 吉田委員 | 今のご指摘については、すばらしいなと感じました。ただ取るだけではなく、先ほど言った、例えば講座に参加したうえでということですか、企業にということですか、少し企業も個人任せにならずに企業にもプラスになるというところで、文言としては確かに難しいところではあると思うのですが、本当に、次のステップとしてそういった視点も改めて必要だと、今お聞きして思いました。   |
| 杉原会長 | 具体的な文言をどうするかは、評価部会に一任していただいてもよろしいでしょうか。<br>そういった細かい取組みについて、重要なことだと思いますので、少し強調して入れるというご意見が出ました。<br>ほかにご意見ございますか。<br>それでは目標4については一部今後検討ということで終わりたいと思います。次、目標5の審議に入りたいと思います。よろしくお願いたします。  |
| 吉田委員 | 目標5については15ページからになります。性に関する理解と生涯にわたる健康の確保というところになります。<br>3次評価については16ページをご覧ください。<br>一つ目の○のところで、学校等と連携を図り、思春期の子どもたちや保護者に対して啓発を行っていることを評価しました。<br>二つ目の○のところで、インターネットを介した性被害等のトラブルもよく報道で取り上げられているので、そのようなテーマを盛り込んだ講座の必要性というものも記載いたしました。<br>最後の六つ目の一番下の○のところで、女性特有の健康課題が働く世代に多くあるため、職場全体で、特に男性を含めた周囲の理解促進が重要であるということを記載いたしました。 |
| 杉原会長 | 目標5について、ご意見のある方、よろしくお願いたします。   |

|      |   |
|------|---|
| 吉田委員 | <p>意見ではないですけれども、少し補足で。</p> <p>一番下の女性の健康課題というところになるのですけれども、やはり今、男女共同参画白書、国が出しているところでも、女性の健康というところが特集のテーマに出ています。私も含めてですが、女性の、やはりそういったホルモンバランスですとか、そういったところ、産後だけではなくて、働く期間で、そういったいろいろ健康課題ということがたくさんあるというところを、まだまだ、私も含めて男性自身が理解していないところが多くあるというところもあるので、そういった理解を特に必要という意味で、重要ということ。また、男性も更年期というところもありますし、40歳、50歳になったときに、そういったところも含めて、個人差はあると思うのですけれども、そういった意味で、働いている期間が多いという意味で、職場全体でというふうには表現したところになります。</p> <p>補足という形で説明させていただきました。</p> |
| 杉原会長 | <p>ありがとうございました。目標5のタイトル、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重という感じに入っているのですが、この言葉は何かあまり知られていないというか、でも今度のアンケート調査では、項目に入っていないですね。認知が広まらないという、LGBTはあつという間に広まったのに、このリプロは全然広まらないという、少し独特の特徴をもった言葉かなと思っているのですけれども、考え方自体、どの程度広がるというか、認識が落ち着くかというところが少し気にはなっているところです。</p> <p>ほかに皆さん、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>なければ、目標5はこれで終了したいと思います。では目標6をお願いいたします。</p>  |
| 吉田委員 | <p>目標6は17ページです。女性に対する暴力の根絶と貧困等生活上の困難への支援という箇所になります。3次評価は20ページをご覧ください。20ページのところでも二つほど、抜粋で読み上げさせていただきます。</p> <p>上から三つ目の○のところになります。デートDV防止セミナーの受講者は年々増加しており、継続的な取組みを評価するとともに、被害の危険性が高い高校生、大学生へのセミナー開催数を増加する必要性について記載いたしました。</p> <p>次、四つ目の○のところですが、相談支援において、緊急の安全確保については、各関係機関と個別の相談内容に適した連携を実施していますが、引き続き相談支援の体制の充実、強化が必要であることを記載いたしました。また、児童相談所等との一層の連携、支援が必要であるということも記載いたしました。</p>   |
| 杉原会長 | <p>ありがとうございました。目標6について、ご意見のある方、お願いいたします。</p> <p>特にないでしょうか。それでは目標6についての審議を終わりたいと思います。</p> <p>次に、総評に入りたいと思います。評価部会の方から、評価部会での検討内容についてご報告をお願いいたします。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 吉田委員 | <p>総評については、資料3になります。資料3は、1ページ、2ページまでになります。全部は読み上げませんが、こちらは、事業評価全体の総評ということで、目標1から6までの総括をそれぞれ記載している箇所となります。</p> <p>はじめに、序文に関しましては、昨年度を振り返り、主な出来事をあげながら作成いたしました。また、目標1から6までの部分につきましては、先ほどの3次評価案をさらに集約するような形で作成いたしました。最後に、2ページ目のところ、結びの部分につきましては、施策全体の方向性について、委員の皆様から多くいただいたご意見を中心に作成いたしました。</p> <p>簡単ではございますが総評については以上になります。</p> |
| 杉原会長 | <p>総評について、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>特にご意見ないでしょうか。</p> <p>それでは、総評について審議を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、目標4の一つ目の○に一部どのように文言を入れるかは、私と評価部会に一任いただくという形でよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>以上で審議を終えたいと思います</p> <p>今後のスケジュールについて、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>  |
| 事務局  | <p>今後のスケジュールについて説明させていただきます。</p> <p>会長がおっしゃられたとおりで、目標4につきましては、会長と評価部会のほうでご検討いただき、事務局も入ったうえで調整をさせていただきたいと考えております。調整後の3次評価につきましては、12月に予定しております新潟市男女共同参画推進会議で報告させていただきます。また、委員の皆様からいただきました意見が今後の事業実施に反映されるよう、庁内での関係課へのフィードバックを事務局で今後進めていきたいと考えております。</p>   |
| 杉原会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>この文章に限らず、ご意見がある方、いらっしゃいましたら、市役所のほうに伝えたいご意見がありましたら、どうぞご自由にいかがでしょうか。</p>   |
| 有森委員 | <p>昨年も説明したような気がするのですがすけれども、男女共同参画の問題は、特に学校だけに任せるものとか企業だけに任せるものではなくて、全てのところにいろいろと関係することかなと思うので、この男女共同参画課の方々、まず庁内でいろいろな教育の部門の方々と、縦割りではなくて横につながった議論とか、問題意識などをお持ちなのかをぜひ伺えるといいなと思っているのですけれども。もし可能であれば。</p>   |
| 事務局  | <p>男女共同参画の考えというのは、市役所全部の政策に関係するものです。そのため、市長がトップになっている推進会議というものを設けておまして、部長以上で構成しています。そこで年2回、会議をしています。</p> <p>さらに所属長宛てに、「事業の実施にあたっては男女共同参画を意識して実施するように」というような文書も出しております。</p> <p>また、例えば労働の分野ですとか、教育委員会の会議に、私どもも参加したりして意見交換などをしております。</p>   |
| 有森委員 | <p>今ある問題は、先々の将来の問題としてすごく教育に関連するのかなと思っているのですけれども、その辺りの、文部科学省ではないのですけれども教育</p>  |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>の部門がとても困っておられるために、何かもう少し全体でサポートしたほうがいいのか、何かそういうことはあるのでしょうか。</p> <p>私はそもそも、学校教育だけに教育をお願いすることはかなり無理があると思っているのですけれども、そういった意味で、学校教育を地域の中でどう支えるかとか、そういったことを市にお願いしても、実際、どのような大きな壁があるのか、何か障壁があるのかないのかという辺りも一度聞いてみたいなど思ったのです。</p>   |
| 事務局      | <p>この行動計画は市全体の全ての分野で取り組んでいくためのものです。また総合計画にも関連した内容があります。</p> <p>その他については、今後、必要に応じて対応を検討していきたいと思えます。</p>   |
| 杉原会長     | <p>ありがとうございました。私も市の総合計画の会議に行ったときに、ジェンダーというものがもう消えてしまっていて、SDGsがすごく強調されていたという、SDGsの中に女性の問題は入ってはいるのですけれども、文字だけ見るとジェンダーが見えないというそういう形になっていて、ある意味、いろいろな問題が今出てきている、ジェンダーの問題が逆に埋もれてしまうという、そういう可能性も少しあるなということ。でもまだまだ、ここ50年の変化を見ると、教育の分野は変化しているのですけれども、いろいろな場面で、女性の参加率が1割、2割みたいな、そういうのがものすごくあって、あまり格差が縮まっていないというのは、先ほどの家事時間もそうですけれどもそういう状況なので、ぜひ今後も男女共同参画課には頑張っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは皆さん、ありがとうございました。</p> <p>次に議事（2）第5次新潟市男女共同参画行動計画の策定についてですが、事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局      | <p>お手元の資料4および資料5をご覧くださいながら説明をさせていただきます。</p> <p>まず、本市では、男女共同参画の推進に向けた取組みを、令和3年3月に策定した第4次新潟市男女共同参画行動計画に基づき行っておりますが、この計画が令和7年度末で終了するため、次期行動計画を策定することが必要です。</p> <p>行動計画の策定にあたっては、新潟市男女共同参画推進条例第10条第2項の規定により、あらかじめ男女共同参画審議会の意見を聞くこと、諮問を行うこと、とされていることから、来年からの策定作業に先立ちまして、本日、審議会に対して市長から諮問を行うものです。</p> <p>このあとの資料の説明に先立ちまして、鈴木市民生活部長より、杉原会長に諮問書をお渡しいたします。</p>   |
| 鈴木市民生活部長 | <p>お疲れさまです。本来であれば中原市長からお渡しするところでございますけれども、私から代理ということをお願いしたいと思います。</p> <p>諮問事項。第5次新潟市男女共同参画行動計画の策定について。</p> <p>諮問理由。本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年に新潟市男女共同参画行動計画を策定</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>し、それ以降も、現在の第4次新潟市男女共同参画行動計画に至るまで、男女共同参画の推進に取り組んできました。本計画の計画期間が令和8年3月31日で終了することから、このたび、本市の男女共同参画に関する現状や課題に対応した第5次新潟市男女共同参画行動計画を策定することとしました。つきましては、上記諮問事項について、幅広いご見識からご審議いただきたく、諮問いたします。</p> <p>長丁場になりますけれども、よろしく願いいたします。</p>  |
| 杉原会長 | <p>では、十分審議させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>先ほど部長から手渡された諮問書の写しを、委員の皆様へ配付しております。諮問の具体的な内容、スケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局  | <p>今ほど諮問をさせていただきました第5次新潟市男女共同参画行動計画につきまして、資料4、資料5により説明させていただきます。</p> <p>まずは資料4の左上、経緯をご覧ください。本市の行動計画の策定につきまして、当初は昭和63年の新潟市女性行動計画という形でスタートいたしました。その後、平成13年から、現在の名称である新潟市男女共同参画行動計画として計画を策定しております。その後、第2次、第3次を経て、現在は令和3年度から令和7年度までの5年の計画期間で第4次新潟市男女共同参画行動計画を進行しているところです。</p> <p>資料4の左中ほどの図をご覧ください。男女共同参画に関連する法律が、大きく四つございます。左から、男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法です。その後、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、DV防止法、そして今年度4月に施行されました困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性新法です。</p> <p>男女共同参画社会の形成促進に関する施策につきましては、一番左側の男女共同参画社会基本法により、県は義務、市は努力義務で行動計画を策定することとされております。</p> <p>女性活躍推進法、DV防止法、そして令和6年4月に施行されました困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、この三つにつきましても、同様に、その施策を推進するための基本計画や推進計画を策定することとされております。</p> <p>新潟県では男女共同参画社会基本法と女性活躍推進法に基づく計画を一体としまして、新潟県男女共同参画計画を策定しております。そしてDV防止法と困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、この二つの法律に基づく計画は、二つを一体化して、令和6年3月に基本計画を策定いたしました。</p> <p>新潟市は、この男女共同参画行動計画という男女共同参画推進の核となる計画の中に、第2次ではDV防止法に基づく基本計画、第4次では女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込みました。</p> <p>次に、2、計画の位置づけです。新潟市では、最上位の計画である「新潟市総合計画2030」が令和5年度から8年計画でスタートしております。男女共同</p> |

参画行動計画は、この総合計画の分野別計画の一つとしまして、総合計画やほかの分野別計画と整合しながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものとなっております。次期、第5次行動計画では、現行の第4次計画に含まれております女性活躍推進法、DV防止法に基づく施策に関する基本計画に加えまして、新たに、令和6年に施行されました女性支援法に基づく施策に関する基本計画も含めるものです。

資料4の右上をご覧ください。

計画期間です。令和8年度から令和12年度までの5年間としまして、現在と同様に、年度ごとに事業評価を実施しまして、進行管理を行いたいと考えております。

検討の方法です。第5次計画の基礎資料とするため、9月に市民向け調査を実施いたしまして、今集計中でございます。結果は12月中にまとまる予定となっております。

新潟市男女共同参画推進条例の第10条第2項では、市長は行動計画を策定するにあたっては、あらかじめ男女共同参画審議会の意見を聴くと規定されております。そして、条例の第23条第2項では、審議会は市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査、審議し、その結果を答申することと規定されております。本日は、この規定に基づき、諮問をさせていただいたものです。今後、審議会委員の皆様から審議いただきまして、答申という形でまとめていくこととなります。

今後のスケジュールは、このあと、資料5によって説明させていただきます。

第5次行動計画に含めるもののうち、左下の図をご覧くださいののですが、女性支援及びDV防止に関する事項につきましては、学識経験者、民間支援団体、関係機関の委員等で構成する検討会議を設置いたしまして、現状や課題等についてご意見をいただきたいと考えております。この検討会議には、審議会の委員の方からも数名加わっていただきたいと考えております。そして検討会議で出されたご意見を審議会に提出し、審議会ではほかの部分と合わせて一体的な行動計画として審議いただいたうえ、最終的に素案としてまとめていただきたいと考えております。そのほか、支援団体などへのヒアリングを行う予定です。素案の完成後は、パブリックコメントを実施いたしまして、市民意見を反映させる予定です。

右の中ほどです。基本理念ですが、男女共同参画の条例に基づく六つの項目がありますので、こちらが今、現行の第4次の計画の基本理念となっております。第5次につきましても、同様としたいと考えております。

計画の記載イメージです。こちらは、どういう形でまとまるのかということイメージにしたものですが、お手持ちの第1回審議会の資料の3、もしくは冊子の14ページ、15ページ等をご覧くださいのと思いますが、あとはこの冊子の目次等もご覧くださいののですが、まず冊子の冒頭では、第1章としまして計画の策定の経緯、背景、新潟市の現状等を記述していく形になるかと思っております。

第2章としましては、計画の目的、位置づけ、計画期間、基本理念、そして

|      |  |
|------|--|
|      | <p>計画の目標を設定してお示しする形になります。施策の体系の、あくまでもイメージです。資料3と同じような形になると思うのですが、目標が設定され、その目標に向けての施策の方向性、その方向性に関しての具体的な取り組み、目標の達成状況を図るための指標の設定というものがイメージされる形となっております。</p> <p>第3章としましては、その設定した目標についての具体的な記述の部分。</p> <p>第4章については、計画を行ううえでの進行管理、そのほか、用語についての解説、関係法令、年表等が記載されるのが計画のイメージとして考えております。</p> <p>具体的な今後のスケジュールにつきまして、資料5をご覧ください。</p> <p>本格的な策定につきましては、来年度を予定しております。令和6年度ですが、11月25日、本日、審議会へ諮問させていただきまして、ただいま説明をさせていただいているところでございます。今年度につきましては、1月にもう一度日程調整をさせていただきまして第3回の審議会を開催させていただきたいと思っております。</p> <p>第3回の内容としましては、現在集計中の基礎調査の結果の報告、現状課題の整理、この資料3と同様の体系案、大まかな骨組みを事務局案として提示させていただけばと考えております。今年度は、そのあと、先ほどお話をしました女性支援・DV防止に関する検討会議を2回ほど開催します。来年度は例年よりも少し多い回数になるのですが、6回程度、審議会の開催をさせていただき、5月に女性支援の検討会議3回目を行うような形になっております。その後も、10月ないし予備回の11月までに策定をしたあとに、議会報告、パブリックコメントを実施いたしまして、2月に審議会から答申をいただければと考えております。完成は3月に策定、公表を予定しております。</p> <p>以上、今後の策定につきまして、事務局の説明は以上となります。</p> |
| 杉原会長 | <p>ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。</p>  |
| 有森委員 | <p>新たに女性支援・DV防止の検討会議というものが設けられるという理解でよろしいでしょうか。</p>  |
| 事務局  | <p>そうです。審議会の部会を設ける形もあるのですが、今回は、女性支援・DV防止等に関する専門の方たちの意見もいただきたいと思ひまして、審議会と切り離れた形で検討会議を設置する予定で考えております。先ほども少しお話ししたのですが、この審議会の委員の皆様からも数名そちらに加わっていただきたいと、現時点で考えております。</p>  |
| 杉原会長 | <p>ほかに皆様、ございますでしょうか。</p> <p>今年度はもう1回あるということ、冬に、1月にあるということになると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは皆様、ご意見ありがとうございました。事務局の説明のとおり、計画策定を進めるということでもよろしいでしょうか。</p> <p>それでは以上で本日の議事は終了いたしますが、皆様、どうもありがとうございました。事務局にお返しします。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>皆様、ありがとうございました。</p> <p>先ほどもお話ししましたが、今年度、第3回を年明け1月で予定して開催したいと考えております。後日、事務局から日程調整等のお願いをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして令和6年度第2回新潟市男女共同参画審議会を終了いたします。お忙しいところ、委員の皆様、ご出席いただきありがとうございました。</p> |
|-----|---|